

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月26日
【事業年度】	第86期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	豊田通商株式会社
【英訳名】	TOYOTA TSUSHO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 清水 順三
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）
【電話番号】	名古屋<052>（584）5482
【事務連絡者氏名】	経理企画部長 富永 浩史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目8番1号（豊田通商丸の内ビル）
【電話番号】	東京<03>（5288）2197
【事務連絡者氏名】	経理企画部部長補 水野 厚
【縦覧に供する場所】	豊田通商株式会社東京本社 （東京都千代田区丸の内三丁目8番1号（豊田通商丸の内ビル）） 豊田通商株式会社大阪支店 （大阪市中央区南船場四丁目3番11号（大阪豊田ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第86期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載の追加）を要する箇所がありましたので、当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正（記載の追加）箇所は____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①～⑥ <省略>

（訂正後）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①～⑥ <省略>

⑦ 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

(イ) 取締役の定数

当社の取締役は、25名以内とする旨を定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

(イ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(ロ) 剰余金の配当等

当社は、将来の機動的な利益還元にも対応できるようにするため、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。